区 協 議 会

区分	□ 諮問事項 ■ 協議事項 □ 報告事項
件 名	浜松市都市計画マスタープラン改定版(案) のパブリック・コメント実施について
事業の代質景、経	趣旨:
現状、記	 れた。 平成26年12月に策定された浜松市総合計画において、「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」が基本的な考え方として示された。 現行計画の策定から10年経過することや浜松市立地適正化計画の策定に伴い、新たに生じた課題や社会経済情勢の変化に対応するため見直しするもの。
対象の区	嘉議会 全区
内	浜松市都市計画マスタープラン改定版(案)のパブリックコメント実施について概要を報告するとともに、内容について協議するもの改定(案)のポイント ○都市計画の基本理念と目標 ・ 「多彩に輝き、持続的に発展する都市」を都市計画の基本理念として掲げ、今後の都市づくりの基本的な方向性を5つの目標として示した。 ○将来都市構造 ・ 平成31年1月に策定した浜松市立地適正化計画の拠点とそれらを結ぶネットワークを基本とした拠点ネットワーク型都市構造を設定し、土地利用の基本区分について歩いて暮らせる居住地の設定をするなど、土地利用のメリハリ化を図る。
備 え (答申・協議終 い時期、今後の	・ 〒和2年9月1日 息兄券集於 (8月3日開始) 吉果を得た 会和3年1日 音見募集結里及び市の考え方を公表
	市計画課 担当者 和久田 昌弘 電話 内線 2644

浜松市都市計画マスタープラン(案) に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市都市計画マスタープラン(案)」とは

「浜松市都市計画マスタープラン」は、本市が定める都市計画に関する基本的な方針となるものです。浜松市総合計画で掲げる都市の将来像を踏まえ、本市が目指す将来都市構造の実現に向けた取組をより一層推進するために現行計画の見直しとして、「浜松市都市計画マスタープラン」を改定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和2年8月3日(月)~令和2年9月1日(火)

3. 案の公表先

都市計画課、北部都市整備事務所、市政情報室、区役所、協働センター、中央 図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所 本館 1 階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ (https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp) に掲載 【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、<u>住所、氏名または団体名、電話番号を記入</u>して、次のいずれかの 方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	都市計画課(市役所本館6階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】	〒430−8652
(最終日の消印有効)	浜松市中区元城町103-2 都市計画課あて
③電子メール	toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
4FAX	050-3737-6815 (都市計画課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年1月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

都市整備部都市計画課(TEL 053-457-2644)

- ●パブリック・コメント実施案件の概要
- ●浜松市都市計画マスタープラン(案)<概要版>
- ●意見提出様式(参考)

<閲覧用>

●浜松市都市計画マスタープラン(案)

序章	目的と位置づけ	 Р	1 ~ P	4
第1章	都市の現状と課題	 Р	5∼P	28
第2章	都市計画の基本理念と目標	 Р	29~P	3 8
第3章	将来都市構造	 Р	39~P	5 4
第4章	分野別の方針	 Р	55~P	88
第5章	地域別構想	 Р	89~P	116
第6章	計画の実現に向けて	 P 1	17~P1	120
参考資料	\$	 P 1	21~P1	141

案件名	浜松市都市計画マスタープラン(案)
趣旨・目的	・浜松市都市計画マスタープランは、本市が定める都市計画に関する 基本的な方針となるものである。浜松市総合計画で掲げる都市の将 来像を踏まえ、本市が目指す将来都市構造の実現に向けた取組をよ り一層推進するために現行計画の見直しとして、浜松市都市計画マ スタープランを改定する。
策定(見直し)に 至った背景・経緯	 ・平成22年5月に現行の都市計画マスタープランが策定された。 ・平成26年12月に策定された浜松市総合計画において、「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」が基本的な考え方として示された。 ・浜松市立地適正化計画の策定や現行計画の策定から10年が経過することに伴い、新たに生じた課題や社会経済情勢の変化に対応するため。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	・人口減少社会の到来、限られた財政状況の中でも「市民の暮らしの 向上」、「都市活力の向上」、「魅力ある都心の再生」、「自然環境の保 全及び環境負荷の低減」、「都市の防災性の向上」が達成されるよう、 コンパクトな都市づくりをより一層推進し、もって、都市計画の基 本理念に掲げる持続的に発展する都市の実現を目指す。
	 ○都市計画の基本理念と目標 ・「多彩に輝き、持続的に発展する都市」を都市計画の基本理念として掲げ、今後の都市づくりの基本的な方向性を以下の目標として示した。 ①コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市づくり ②多様な産業・資源を活かした都市活力の持続・向上を支える都
案のポイント (見直し事項な ど)	市づくり ③創造都市の顔である都心の再生に向けた都市づくり ④自然環境の保全・創出と環境負荷の小さな都市づくり ⑤安全・安心な災害に強い都市づくり
	○将来都市構造図 ・平成31年1月に策定した浜松市立地適正化計画の拠点とそれらを結ぶネットワークを基本とした拠点ネットワーク型都市構造を設定し、土地利用の基本区分について歩いて暮らせる居住地の設定をするなど、土地利用のメリハリ化を図る。
関係法令・上位計画など	関係法令:都市計画法 上位計画:浜松市総合計画 上位計画:浜松都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	令和2年8月3日 案の公表、意見募集開始 令和2年9月1日 意見募集終了 令和3年1月 意見募集結果及び市の考え方を公表

区 協 議 会

区	分		□諮問事項 協議事項 □報告事項
件	名		合交通計画 中間年(2020)改定版(案)、 域公共交通網形成計画(案)のパブリック・コメント実施について
(背	業の概 行景、経 対大、誤	班要 経緯、	浜松市総合交通計画は、本市の将来都市構造「拠点ネットワーク型都市構造」の交通に関する「目指す将来の姿」と「取り組み」を示すものであり、現行計画を改定する。 浜松市地域公共交通網形成計画は、総合交通計画の公共交通分野を詳細に纏めた計画として、新たに策定する。 <背景>
対象	の区族	荔議会	全区
Þ	勺 —	容	浜松市総合交通計画 中間年 (2020) 改定版 (案)、浜松市地域公共交通網形成計画 (案)のパブリックコメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの 【浜松市総合交通計画】 本市の基本となる交通の「公共交通」「道路」「都心交通」の基本的な方針を定め、日常生活や産業・経済などの分野について、交通施策を推進することで、はままつ流の多様なくらしに対応した「安全・安心・快適」な交通の実現を目指す。 【浜松市地域公共交通網形成計画】 「浜松市の魅力を高める、使いやすい公共交通ネットワーク」と「市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスの提供」を公共交通に関する基本的な方針として定め、総合交通計画が目指す「安全・安心・快適」な交通の実現を目指す。 【両計画案のポイント】 ○ 将来の公共交通ネットワークを構築・都市計画マスタープランの拠点を基幹的な公共交通で結び、メリハリのある公共交通をットワークを示す。 ○ 交通施策の推進・上位計画の変更や交通を取り巻く環境変化、ICT などの技術革新などに対応した内容に更新し、目標年次である 2030 年までに重点的に取り組む交通施策を示す。 ○ 公共交通の維持・改善・持続可能で使いやすい公共交通とするため、地域バスやNPO タクシーなどの運行ルールを示す。
	備を後の予	=	令和2年9月1日 意見募集終了(8月3日開始) 令和3年1月 意見募集結果及び市の考え方を公表 令和3年3月 計画策定・公表
担当課	交通	政策課	担当者
(八亜)とは	ールー	言 なねの	大や資料等の添付をしてください。

浜松市総合交通計画 中間年(2020)改定版(案) に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市総合交通計画 中間年(2020)改定版(案)」とは

本計画は、都市の姿などの変化及び交通の問題に対応するため、総合的な観点から各交通手段を一体的に捉え、「目指す将来の交通の姿」を実現するための長期にわたる計画として、平成22年に策定されました。

今回、計画目標年次の中間年を迎え、関連計画の変更や交通を取り巻く社会 経済情勢の変化を踏まえた計画とするべく、見直しを行うものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和2年8月3日(月)~令和2年9月1日(火)

3. 案の公表先

交通政策課、北部都市整備事務所、市政情報室、区役所、協働センター、中央 図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所 本館 1 階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp)に掲載 【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	交通政策課(市役所本館6階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】	T 4 3 0 - 8 6 5 2
(最終日の消印有効)	浜松市中区元城町103番地の2 交通政策課あて
③電子メール	kotsu@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ FAX	050-3730-5234 (交通政策課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年1月に 公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

都市整備部交通政策課(TEL 053-457-2441)

- ●パブリック・コメント実施案件の概要
- ●浜松市総合交通計画(案)<概要版>
- ●意見提出様式(参考)

<閲覧用>

●浜松市総合交通計画 (案)

序章		*****	Р	1	~	8
第1章	交通の現況及び将来の課題		Р	9	~	3 4
第2章	目指す将来の交通の姿		Р	3 5	~	4 8
第3章	基本となる交通の方針		P	4 9	~	9 4
第4章	交通施策の推進		Р	9 5	~	166
おわりに	Ξ		P 1	67	~	170
参考資料			参考	等 1	~	参考26

案件名	浜松市総合交通計画 中間年(2020)改定版(案)
趣旨・目的	 ・ 浜松市総合交通計画は、本市の将来都市構造「拠点ネットワーク型都市構造」の交通に関する「目指す将来の姿」と「取り組み」を示す計画である。 ・ 計画目標年次の中間年を迎え、上位計画の変更や交通を取り巻く環境変化に対応するため、計画を改定する。
策定(見直し)に 至った背景・経緯	・将来の都市構造や土地利用状況の変化に応じて見直された、都市 計画マスタープランなどの上位計画を反映する必要があるため。・「バス運転手不足」や「ICT 等の新技術の活用」など、新たな課題や技術革新などの環境変化に対応するため。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	・本市の基本となる交通の「公共交通」「道路」「都心交通」の基本 的な方針を定め、日常生活や産業・経済などの分野について、交 通施策を推進することで、市民や来訪者などに対し、交通ビジョ ンが目指す「安全・安心・快適なくらし」を実現する。
案のポイント (見直し事項な ど)	 ○将来の公共交通ネットワークを構築 ・都市計画マスタープランの拠点を基幹的な公共交通で結び、メリハリのある公共交通ネットワークを示す。 ○交通施策の推進 ・上位計画の変更や交通を取り巻く環境変化、ICT などの技術革新などに対応した内容に更新し、目標年次である 2030 年までに重点的に取り組む交通施策を示す。
関係法令・ 上位計画など	上位計画:「浜松市総合計画」、「浜松市都市計画マスタープラン」 関連計画:「浜松市のみちづくり計画」など
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	令和2年8月3日案の公表、意見募集開始令和2年9月1日意見募集終了令和3年1月意見募集結果及び市の考え方を公表

浜松市地域公共交通網形成計画(案) に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市地域公共交通網形成計画 (案)」とは

近年、人口減少や少子高齢化の進展などに加えて、企業の内陸移転など都市 構造の変化が進行し、大きな転換期を迎えています。交通についても交通混雑 や交通事故の多発、公共交通利用者の減少などの問題が生じており、誰もが安 心して外出することができる移動手段の確保・維持が必要です。

持続可能でコンパクトなまちづくりと、公共交通を中心とした交通ネットワークの構築を目指すため、「浜松市地域公共交通網形成計画」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和2年8月3日(月)~令和2年9月1日(火)

3. 案の公表先

交通政策課、北部都市整備事務所、市政情報室、区役所、協働センター、中央 図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所 本館 1 階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp)に掲載 【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、<u>住所、氏名または団体名、電話番号を記入</u>して、次のいずれかの 方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	交通政策課(市役所本館6階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】	7 430-8652
(最終日の消印有効)	浜松市中区元城町103-2 交通政策課あて
③電子メール	kotsu@city.hamamatsu.shizuoka.jp
4FAX	050-3730-5234 (交通政策課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年1月に 公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

都市整備部交通政策課(TEL 053-457-2441)

- ●パブリック・コメント実施案件の概要
- ●浜松市地域公共交通網形成計画(案)<概要版>
- ●意見提出様式 (参考)

<閲覧用>

●浜松市地域公共交通網形成計画 (案)

第1章	はじめに	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	Р	1	~	1 3
第2章	公共交通に関する課題		Р	1 4	~	63
第3章	公共交通に関する基本方針と目標	芸	. Р	6 4	~	78
第4章	将来公共交通ネットワークの構築	Ė	٠P	7 9	~	9 1
第5章	公共交通(バス等)の維持・改善	善及び新 規	導入	の基準	≛・ル	ール
			Р	9 2	~	122
第6章	アクションプログラム	*****	P 1	23	~	1 4 5
第7章	計画の見直し		P 1	4 6	~	147
参考資料	4		P 1	4 8	~	156

●別紙(施策シート)

案件名	浜松市地域公共交通網形成計画(案)				
*174	17714日1200000000000000000000000000000000000				
	・ 浜松市地域公共交通網形成計画は、総合交通計画の公共交通分野				
	を詳細に抜き出した計画で、公共交通を中心とした交通ネットワ				
趣旨・目的	ークの構築を目指すことを目的とする計画である。				
	・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、新たな法				
	定計画として策定する。				
	・ 平成 26 年 11 月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が				
	改正された。				
策定(見直し)に	・ 人口減少や少子高齢化の進展などに加えて、企業の内陸移転など				
至った背景・経緯	都市構造の変化が進行し、大きな転換期を迎えている。				
エンに自泉・松麻	・ 交通についても、交通混雑や交通事故の多発、公共交通利用者の				
	減少などの問題が生じており、誰もが安心して外出することがで				
	きる移動手段の確保・維持が必要なため。				
立案した際の	・ 「浜松市の魅力を高める、使いやすい公共交通ネットワーク」と				
実施機関の考え方	「市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスの提供」を				
及び論点	公共交通に関する基本的な方針として定め、交通ビジョンが目指				
及び調系	すくらしを実現する。				
	○将来の公共交通ネットワークを構築				
	・ 都市計画マスタープランの拠点を基幹的な公共交通で結び、メリ				
	ハリのある公共交通ネットワークを示す。				
案のポイント	○交通施策の推進				
(見直し事項な	・ 将来の公共交通ネットワーク構築や利便性向上のため、ICT など				
본)	新たな技術を活用した交通施策を示す。				
	○公共交通の維持・改善				
	・ 持続可能で使いやすい公共交通とするため、地域バスや NPO タク				
	シーなどの運行ルールを示す。				
	上位計画:				
関係法令•	「浜松市総合計画」、「浜松市都市計画マスタープラン」				
上位計画など	関係法令:				
	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、「道路運送法」				
計画・条例等の	令和2年8月3日 案の公表、意見募集開始				
策定スケジュール	令和2年9月1日 意見募集終了				
(予定)	令和3年1月 意見募集結果及び市の考え方を公表				

区 協 議 会

区分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項
件 名	浜松市緑の基本計画改定版(案)のパブリック・コメント実施について
事業の机 (背景、約 現状、記	経緯、 背景・経緯:
対象の区	熟議会 全区
内	浜松市緑の基本計画改定版(案)のパブリックコメント実施について概要を報告するとともに、内容について協議するもの改定(案)のポイント ○本計画が目指す姿と実現へのアプローチ 「みどりによって持続的に発展するまち・浜松 ~みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ~」を掲げ、次のアプローチで実現を目指す。 のみどりが有する多様な機能・役割を最大限引き出し、発揮させることによって「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」(パブリックアプローチ) の市民一人ひとり、あるいは、個々の事業者が、みどりとのつきあい方をライフスタイルや事業活動にまで高めることで「みどり生活を愉しむ」(プライベートアプローチ)
備 え (答申・協議 たい時期、今 など)	考 今後のスケジュール 結果を得 令和 2 年 9 月 1 日 意見募集終了 (8 月 3 日開始) 後の予定 令和 3 年 1 月 意見募集結果及び市の考え方を公表
	緑政課 担当者 山本 幸利 電話 内線 2586

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市線の基本計画(案) に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市緑の基本計画(案)」とは

「浜松市緑の基本計画」は、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針となるものです。緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、「浜松市緑の基本計画」を改定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和2年8月3日(月)~令和2年9月1日(火)

3. 案の公表先

緑政課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター (中区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布 浜松市ホームページ(https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp)に掲載 【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの 方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	緑政課(南土木整備事務所1階)まで書面で提出		
②郵便【はがき、封書】	= 4 3 0 - 0 9 2 3		
(最終日の消印有効)	浜松市中区北寺島町617番地の6 緑政課あて		
③電子メール	メール ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp		
4FAX	053-457-2164 (緑政課)		

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年1月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

都市整備部緑政課 (TEL 053-457-2586)

- ●パブリック・コメント実施案件の概要
- ●浜松市緑の基本計画(案)【概要版】
- **●意見提出様式(参考)**

<閲覧用>

●浜松市緑の基本計画 (案)

はじめに			Р	1~P	2
基本計画編			Р	3	
1	基本的事項		P	4~P	1 5
2	浜松のまちづくりの課題と基本目標		Р	16~P	23
3	基本目標の実現に向けた施策		Р	24~P	4 9
4	施策の展開にあたって		Р	50~P	73
5	計画の着実な推進に向けて		Р	74~P	7 6
みどり生活編			P	77	
1	「みどり生活を愉しむ」とは		P	78	
2	みどり生活の愉しみ方		P	79~P	8 4
3	みんなのやりたい!をカタチにする		P	85~P	9 4
資料編			P	9 5	
1	エリア別計画図	*****	P	96~P1	8 0
2	策定経過		P 1	09~P1	1 2
3	用語解説		P 1	13~P1	18

案件名	浜松市緑の基本計画(案)		
趣旨:目的	・浜松市緑の基本計画は、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する 基本的な方針となるものである。緑地の適正な保全、緑化の推進を 総合的かつ計画的に実施するため、浜松市緑の基本計画を改定す る。		
策定(見直し)に 至った背景・経緯	・平成22年3月に現行の浜松市緑の基本計画が策定された。 ・平成29年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行された。 ・現行計画の策定から10年が経過することに伴い、新たに生じた課題や社会経済情勢の変化に対応するため。		
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	・みどりを介した様々な市民活動やみどりとともにある暮らし方(みどり生活)を愉しむことで真に豊かな暮らしを実現すること、多様な自然環境や特性を活かしながら、みどりが持つ多様な機能によって本市が抱える課題の解決に貢献する現行計画の基本的な理念を継承し、実行へのステップアップを目指す。		
案のポイント (見直し事項な ど)	 ○本計画が目指す姿と実現へのアプローチ 「みどりによって持続的に発展するまち・浜松 ~みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ~」を掲げ、次のアプローチで実現を目指す。 ①みどりが有する多様な機能・役割を最大限引き出し、発揮させることによって「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」(パブリックアプローチ) ②市民一人ひとり、あるいは、個々の事業者が、みどりとのつきあい方をライフスタイルや事業活動にまで高めることで「みどり生活を愉しむ」(プライベートアプローチ) 		
関係法令・ 上位計画など	関係法令:都市緑地法 上位計画:浜松市総合計画 上位計画:浜松都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 上位計画:浜松市都市計画マスタープラン		
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	令和2年8月3日 案の公表、意見募集開始 令和2年9月1日 意見募集終了 令和3年1月 意見募集結果及び市の考え方を公表		